

宿泊税制度の検討事項及び先行導入自治体の事例等について

1. 宿泊税概要

(1) 宿泊税とは

課税対象地域にあるホテルや旅館、民宿などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される法定外目的税であり、2002年（平成14年）に東京都で初めて導入されて以来、複数の自治体で導入が進められている。令和8年7月時点において、47自治体が既に導入済みであるほか、15自治体が総務省から同意を受けている。宿泊税の税収は、地域の魅力を高めるために、観光資源の維持向上や、観光振興のための事業の経費に充てられるが、具体的な税率や課税基準等は、各地方自治体の条例によって定められ、各種規定が設けられている。

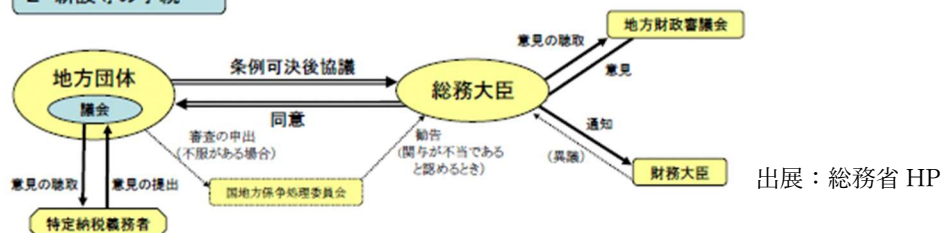
（参考）既に導入済みの自治体と今後導入予定の自治体（総務省同意済み）。

施行日	自治体	施行日	自治体	施行日	自治体
H14.10.1	東京都	R8.4.1	北海道小樽市	R8.6.1	長野県阿智村
H29.1.1	大阪府	R8.4.1	北海道函館市	R8.6.1	長野県白馬村
H30.10.1	京都府京都市	R8.4.1	北海道旭川市	R8.6.1	長野県野沢温泉村
R元.11.1	北海道倶知安町	R8.4.1	北海道富良野市	R8.7.1	熊本県熊本市
R2.4.1	福岡県	R8.4.1	北海道釧路市	R8.7.1	宮崎県宮崎市
R2.4.1	福岡県福岡市	R8.4.1	北海道北見市	R8.10.1	岩手県盛岡市
R2.4.1	福岡県北九州市	R8.4.1	北海道網走市	R8.10.1	栃木県那須町
R5.4.1	長崎県長崎市	R8.4.1	北海道音更町	R9.2.1	沖縄県
R6.10.1	石川県金沢市	R8.4.1	北海道占冠村	R9.2.1	沖縄県石垣市
R6.11.1	北海道ニセコ町	R8.4.1	北海道新得町	R9.2.1	沖縄県宮古島市
R7.1.6	愛知県常滑市	R8.4.1	北海道小清水町	R9.2.1	沖縄県本部町
R7.4.1	静岡県熱海市	R8.4.1	北海道洞爺湖町	R9.2.1	沖縄県恩納村
R7.10.1	岐阜県下呂市	R8.4.1	北海道留寿都村	R9.2.1	沖縄県北谷町
R7.10.1	岐阜県高山市	R8.4.1	北海道帯広市	R9.2.1	沖縄県名護市
R7.11.1	北海道赤井川村	R8.4.1	神奈川県湯河原町	R9.3.1	北海道稚内市
R7.12.1	青森県弘前市	R8.4.1	岐阜県岐阜市	R9.4.1	山梨県富士河口湖町
R7.12.1	島根県松江市	R8.4.1	三重県鳥羽市	R9.4.1	山梨県富士吉田市
R8.1.13	宮城県	R8.4.1	広島県	R9.4.1	北海道苫小牧市
R8.1.13	宮城県仙台市	R8.6.1	長野県	R9.4.1	山形県山形市
R8.4.1	北海道	R8.6.1	長野県松本市	R9.10.1	北海道北広島市
R8.4.1	北海道札幌市	R8.6.1	長野県軽井沢町		

(2) 総務大臣の同意

道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。（地方自治体の議会での条例可決後に協議を行う。）総務大臣は協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について地方税法第733条に掲げる事由のいずれかが有ると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

2 新設等の手続



2. 宿泊税制度の検討事項

宿泊税導入に向けた制度設計における検討事項としては大きく以下の事項がある。

項目	内容
導入目的	米沢市が新たな観光財源を導入する目的
課税客体	課税の対象とされる物や行為
課税標準	税額を算出する算定基準
納税義務者	税を納める義務を課せられる者
徴収方法	特別徴収：特別徴収義務者が納税義務者から税を徴収して納入する 普通徴収：市が納税義務者から直接税を徴収する
申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき税の情報を申告するとともに、徴収した税額を納付する期限
税額（税率）	定率制、一律定額制、段階的定額制などの方式が考えられる
免税点	一定金額に満たなければ課税しないとする制度
課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる
課税期間 （見直し時期）	制度の施行状況や社会経済情勢の変化等を勘案して、一定期間ごとに見直しを行う
特別徴収事務交付金	宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として特別徴収義務者に交付される交付金
使途	税収の活用方法

3.先行導入自治体の事例

(1) 導入目的

自治体	宿泊税の導入目的
東京都	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
網走市	地域社会及び経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
弘前市	弘前の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
盛岡市	観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
仙台市	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用に充てるため
山形市	自然、歴史、文化、スポーツ等の観光資源の魅力の向上、来訪者の受入環境の充実その他宿泊者数及び宿泊数の増加、交流人口の拡大並びに市民及び来訪者の満足度の向上につながる持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため

(2) 課税客体/課税標準/納税義務者

自治体	課税客体	課税標準	納税義務者
東京都	・旅館業法に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の宿泊施設への宿泊 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）に係る施設への宿泊（予定） ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設への宿泊	宿泊数 ※宿泊料金に変更予定	左記施設への宿泊者
京都市	・旅館業法に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の宿泊施設への宿泊 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設への宿泊	宿泊数	同上
網走市	・旅館業法に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の宿泊施設への宿泊 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設への宿泊	同上	同上
弘前市	・旅館業法に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の宿泊施設への宿泊	同上	同上

	・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設への宿泊		
盛岡市	・旅館業法に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の宿泊施設への宿泊 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設への宿泊	同上	同上
仙台市	・旅館業法に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の宿泊施設への宿泊 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設への宿泊	同上	同上
山形市	・旅館業法に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の宿泊施設への宿泊 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設への宿泊	宿泊料金	同上

（３）徴収方法/特別徴収義務者/申告期限

自治体	徴収方法	特別徴収義務者	申告期限
東京都	特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	・ホテル等の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入※一定の要件を満たす場合は、３ヶ月ごとに申告納付が可能
京都市	同上	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	同上
網走市	同上	同上	12月１日から２月末日まで：３月末日 ３月１日から５月末日：６月末日 ６月１日から８月末日：９月末日 ９月１日から１１月末日：１２月末日
弘前市	同上	同上	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入※一定の要件を満たす場合は、３ヶ月ごとに申告納付が可能
盛岡市	同上	同上	同上

仙台市	同上	同上	同上
山形市	同上	同上	同上

(4) 税額/免税点

自治体	税額/税率	免税点
東京都	1人1泊 ①1万円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上：200円 ※定率制（3%）～変更予定	1万円未満 ※1万3千円未満に変更予定
京都市	1人1泊 ①6千円未満：200円 ②6千円以上2万円未満：400円 ③2万円以上5万円未満：1,000円 ④5万円以上10万円未満：4,000円 ⑤10万円以上：10,000円	なし
網走市	1人1泊 200円	なし
弘前市	1人1泊 200円	なし
盛岡市	1人1泊 200円	なし
仙台市	1人1泊 200円（他県税分100円）	6,000円未満
山形市	宿泊料金の3%	なし

(5) 課税免除

自治体	課税免除
東京都	なし
京都市	・修学旅行等の参加者（引率者も含む）

	・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
網走市	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
弘前市	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
盛岡市	なし
仙台市	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
山形市	・教育活動の一環として実施される修学旅行その他の行事に参加する児童・生徒・引率者 ・上記に準ずる規則で定める行事に参加する者（部活動の地域展開による地域クラブとしての大会等への参加者を想定）

※その他、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は免除される。

（６）課税期間（制度の見直し時期）

自治体	制度の見直し時期
東京都	条例の施行後５年ごと
京都市	条例の施行後５年ごと
網走市	条例の施行後５年ごと
弘前市	条例の施行後５年ごと
盛岡市	条例の施行後３年、その後５年ごと
仙台市	条例の施行後３年、その後５年ごと
山形市	条例の施行後５年ごと

(7) 特別徴収事務交付金

自治体	名称	交付額
東京都	宿泊税特別徴収交付金	納付された金額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%） 交付上限額 100 万円※交付上限の撤廃を検討中
京都市	宿泊税特別徴収事務補助金	申告納入金額の 3%（令和 7 年度から 5 年間は 3.5%） 交付上限額：200 万円
網走市	特別徴収義務者交付金	納期限までに申告納入された宿泊税額の合計額の 2.5%（導入から 5 年間は 3.5%）
弘前市	宿泊税特別徴収事務交付金	納期限までに申告納入された宿泊税額の合計額の 3.5%
盛岡市	特別徴収事務交付金	納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を交付 1：納期内納入額の 2.5% 2：課税開始から 5 年間 納期内納入額×3.0%（電子申告の場合 3.5%）
仙台市	特別徴収義務者交付金	納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を交付 1：納期内納入額の 2.5% 2：課税開始から 5 年間は下記①と②の合計額 ①納期内納入額×3.0%（電子申告の場合 3.5%） ②納期内納月数×1,000 円
山形市	特別徴収義務者交付金	—

(8) 宿泊税の使途

自治体	分野	具体例
東京都	観光と生活の調和に向けた取組	・ TOKYO クリーンアップムーブメント ・ 訪都旅行者への「ごみの持ち帰り」啓発事業 ・ 地域の生活と調和した観光推進事業 ・ 地域と連携した街の清掃美化推進事業 等
	受入環境の充実	・ 観光関連事業者デジタルシフト応援事業 ・ 観光関連事業者による旅行者受入対応力強化支援事業 ・ 宿泊事業者向け省力化推進事業 ・ 多摩地域における宿泊施設の送迎者バリアフリー化支援事業 等
	魅力を高める観光資源の開発	・ 多摩・島しょの新たな観光の魅力創出事業 ・ 東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業 等
	人材の育成・活用	・ 観光ボランティアの活用 ・ 東京の観光への理解促進事業 等
京都市	観光を通じた京都の魅力の継承・発展	・ 修学旅行生誘致に向けた取組 ・ 観光 DX を活用した情報発信事業 ・ 名所説明立札等充実整備 ・ 多様なエリア・コンテンツを活用した魅力発信事業 等
	文化の力を活かした価値創造	・ 文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築 ・ 祇園祭・京都五山送り火等伝統行事助成 ・ 京の「匠」ふれあい事業 ・ 国内外のクリエイティブ人材が京都につどい・交じり・想像する仕組みづくり 等
	品格ある景観創造	・ 京町家保全・継承推進事業

		・ 古都三山保全・再生事業	等
	観光課題対策の着実な実施	・ 「民泊」対策事業 ・ ツーリストシップの周知をはじめとする観光マナー啓発事業 ・ 公衆トイレのアップグレードプロジェクト ・ 京都の都市交通のあり方検討	等
	市民・観光客双方の利便性向上や 安心安全につながる都市基盤整備	・ 無電柱化事業 ・ 街並みを守りつつ災害に強いまちづくり ・ 学校体育館防災機能強化等整備事業 ・ 帰宅困難者対策	等
網走市	地域資源の磨き上げ	・ 体験型観光推進事業 ・ 網走「食のまち」プロジェクト推進事業 ・ 酒造ツーリズム推進事業	等
	持続可能な観光地づくり	・ 海外観光客誘致促進事業 ・ 網走観光協会補助金 ・ 地域 DMO 推進支援事業 ・ 海外観光客インフォメーション事業	等
	受入環境の充実	・ 宿泊施設環境整備支援事業 ・ タクシー配車アプリ導入事業補助金 ・ デマンドバス観光利用補助金	等
弘前市	観光資源の魅力の強化	・ 秋や冬の閑散期における観光コンテンツの充実 ・ 「夜観光」の魅力向上による宿泊の推進 ・ ねぶたまつりなどの歴史、文化、伝統といった地域資源の継承に係る支援 ・ 歴史的建造物や神社仏閣等の利活用	等

	観光客受け入れ環境の整備促進	・観光案内所の機能強化や観光地周辺のトイレ洋式化等の整備 ・宿泊施設向け受入環境整備補助金（トイレ洋式化、Wi-Fi 環境等の整備） ・コンベンション補助金の拡充 ・教育旅行などの市内宿泊者に対する支援 ・災害時における市民等の安全・安心の確保	等
	国内外への情報発信	・観光コンテンツや四大まつり等の国内外向け情報発信の強化	等
盛岡市	持続可能な観光地域づくり	・観光 DX の推進 ・MICE 誘致の推進 ・スポーツ合宿の誘致	等
	選ばれる観光地域づくり	・効果的な観光プロモーション ・教育旅行の増客に向けた受入環境の充実 ・交通環境の充実	等
	広域観光の推進	・冬季広域観光振興 ・高付加価値旅行商品の造成支援	等
	国際観光の推進	・海外旅行博などを活用したプロモーション ・外国人観光客の伝統芸能等の体験機会の創出	等
仙台市	世界を惹きつける観光コンテンツの造成	・仙台城跡における滞在の魅力創出 ・漫画・アニメコンテンツを活用した誘客促進 ・アドベンチャーツーリズム推進	等
	国内外への戦略的なプロモーション	・首都圏からのインバウンド誘客促進キャンペーン ・欧米豪市場からの誘客促進 ・インバウンド宿泊促進キャンペーン	等
	観光地域づくり・受入環境整備	・観光振興協力金	

		・ 宿泊事業者人材確保・DX 化等支援 ・ 秋保地区二次交通実証運行	等
山形市	多様なニーズ対応した観光振興	—	
	観光地の魅力と利便性向上に向けた基盤整備		
	高付加価値旅行者の誘客推進		